

令和8年度予算に係るまちづくり会議からの要望に係る回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名	要望の種類
1	1	谷津・向山	谷津・向山地区まちづくり会議	JR津田沼駅周辺の道路の白線等の補修について	JR津田沼駅周辺の道路（谷津7丁目7番～8番付近、駅前タクシープール、駅前バス停まわり）について、白線が消えていたり、縁石が破損していたりする場所があることから、補修していただきたい。	今年度予算に計上	①、②、④、⑥につきましては、一部舗装が痛んでいる箇所やL形側溝が破損している箇所、路面標示が薄くなっている箇所がありましたので、令和8年度に補修いたします。 また、③、⑤、⑦、⑧につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「③に関しては、補修済みです。⑤、⑦、⑧につきましては、千葉県公安委員会（千葉県警察本部）へ補修依頼いたします」との回答でありました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
1	2	谷津・向山	谷津五丁目第一町会	丁字路交差点の安全対策	谷津小学校校庭北西角の丁字交差点について、南から奏の杜を正面に見て、左側角が住宅壁になっている。停止線からは交差点の左側が見えないので正面にカーブミラーが設置されているが、車道の車に焦点されており、歩道手前左側が全然見えない。過去2度ほど左から自転車飛び出し、事故になっており、通学路でもあるため児童の飛び出しも予想され危険。1)カーブミラーに歩道に焦点を合わせた鏡を追加する、2)車道と歩道に「飛び出し注意」の道路表示をする、3)停止線から交差点の間、左側歩道が見える位置に段差(山型)を作り、運転手に注意を喚起させる等々対策を講じて欲しい。	対応不可	①カーブミラーは視認性向上等、高い利便性が認められる反面、死角が生じやすい施設であります。死角をなくすために複数のミラーを設置することによりドライバーが困惑し事故につながる可能性もあります。従いまして、カーブミラーを増設することは致しませんが、現地を確認しておりますので、微調整等を行い現状にてできる範囲の対応を令和8年3月に行いました。 ②既存の電柱幕「児童飛び出し注意」により、注意喚起をしておりますので、現状にてご理解をいただきますようお願いいたします。 ③道路上への段差設置は、減速を促す効果はあるものの、沿道住民等から振動や騒音の苦情を引き起こす可能性があるため、設置は困難と考えます。なお、当該箇所は止まれ標識があり、一時停止の規制がかかることとなりますので、取締りの強化について警察へ依頼いたしました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
1	3	谷津・向山	谷津1丁目菊田台自治会	市道01-181と00-104線の横断歩道・側線等の補修要望	谷津1丁目の市道01-181線と00-104線の交差点の横断歩道の白線が消えかかっている。また00-104線の横断歩道予告マークも消えかけている。この道路は向山小の通学路でもあることから、早急に補修をお願いしたい。この交差点から総合病院に繋がる市道01-181線では、総合病院前付近のセンターラインや車道外側線等が消えかかっている区間が数か所見られる。01-181線も00-104と同様幅員は広くなく、車両速度30km制限区間であることから、こちらも早急にセンターラインと車道外側線の白線補修をお願いしたい。	今年度予算に計上	本市において、令和8年度に路面表示「スピード落せ」「センターライン」「外側線」を補修いたします。 また、横断歩道の路面標示・予告マークにつきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「千葉県公安委員会（千葉県警察本部）へ補修依頼を行います。」との回答でありました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
1	4	谷津・向山	谷津2丁目東部町会	歩道の拡幅またはミラーの設置について	マロニエ通りと国道14号線の交差点において、歩道が狭く先が見えない状況であるため、自転車と歩行者が接触する危険がある。また、歩道に電柱があることで更に歩道が狭くなっている。歩道の拡幅を望むが、取り急ぎとして、ミラーを設置してほしい。	対応不可	カーブミラーには交差点直近の死角を映すことができない箇所があり、ミラーへの過度の依存により本来不可欠である左右確認などの安全運転が疎かになり、出会い頭の事故が発生する危険性を伴います。そのため、現在の基準としては、適切な運転をした際においても目視による安全確認が困難な場合などに設置しております。 当該交差点は、自転車の停止及び徐行をもって目視による安全確認が可能であるため、カーブミラーの設置は困難であります。なお、本来、自転車は13歳未満と70歳以上の方以外は、車道の左側を走行しなければならず、歩道は走行してはいけないことから現状にてご理解いただきますようお願いいたします。 また、国道14号の歩道拡幅について所管の千葉県千葉土木事務所に確認したところ「歩道の拡幅は、用地取得等が必要になることから早期の実現は困難です。現状にてご理解のほどよろしくお願いたします。」との回答でありました。	都市環境部	道路管理課	カーブミラーや防犯灯の設置
1	5	谷津・向山	谷津・向山地区まちづくり会議	習志野市立第一中学校周辺の植栽について	習志野市立第一中学校周辺の植栽は、奏の杜の景観ガイドラインにより、環境緑地の整備のルールがあるが、一中周辺の植栽については、一部の樹木が抜け、ルール通りの配植になっていない箇所があることから、補植を行うなどし、当初の標準パターン通りの緑地となるように対応していただきたい。また、敷地内に植えてある樹木について、枝が敷地を超えて伸びることにより、周辺の道路環境が悪化しないように対応してほしい。	今年度以降の予算で対応・検討	第一中学校周辺の植栽につきましては、奏の杜景観ガイドラインに準じた緑地の整備を行うよう対応をしております。 また、学校敷地内の草木等の管理につきましては、近隣の皆様のご迷惑にならぬよう適宜対応をしております。	学校教育部	教育総務課	学校、幼稚園に関する要望
1	6	谷津・向山	谷津・向山地区まちづくり会議	谷津小学校グラウンドのフェンスの間の草刈りについて	谷津小学校のグラウンド中のフェンスが二重に設置してある部分は、人が容易に入ることができず、草刈りがしづらい状況となっております。昨年度の回答では、用務員による除草を実施し、より容易に草刈りができるよう検討するとの回答でしたが、フェンスの一部に出入口を作ることについて、検討していただきたい。	昨年度予算で対応	草刈の支障となっている防球ネットを加工し、容易に草刈ができるよう出入口を設置しました。	学校教育部	教育総務課	学校、幼稚園に関する要望
1	7	谷津・向山	奏の杜パートナーズ居住者会	幹線道路交差点の安全確保の向上	奏の杜地区内の幹線道路交差点には、その角度が鈍角のため車両速度減速が不十分となる傾向があり、歩行者の安全が阻害されやすい。特に、自転車店前の交差点においては、下り坂であることと交差点が鈍角であることが相乗して、歩行者が危険な状況が多く見受けられる。また、ここは小中学生の通学路であり、近隣住民としては心配の多いところ。小中学校のPTA等による活動は行っておりますが、行政、警察のご協力により車両の速度抑制方策等の方策をお願いしたい。	昨年度予算で対応	車両への注意喚起として、令和8年3月に街路灯の柱に「速度落せ」の表示幕を設置いたしました。 また、交通規制につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「現状において、当該道路は40km速度制限がされていることから、新たに規制をすることは難しいため、通常活動を通じて街頭監視を行います。」との回答でありました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名	要望の種類
1	8	谷津・向山	奏の杜パートナーズ居住者会	奏の杜地区内生活道路について「ゾーン30プラス」とすることを要望する。	地区内生活道路については、自動車の速度超過を原因とする交通事故が数多く起きている。具体的危険箇所については、交通事故等の事例が多く、都市計画(区画整理)上の欠陥と指摘せざるを得ない事項もあることから、都市計画部局、道路管理部局は、警察等と協議の上、運用上の安全向上に向け行動していただきたい。1)谷津奏の杜公園とラビット公園をつなぐ歩道歩道ネットワークの経路内にあるにもかかわらず、信号灯がないこと、横断歩道表示がないこと、自動車を一時停止させていないこと等から、歩行者の安全が図られていない。2)都市計画道路と並行する生活道路の速度超過抑制都市計画道路と並行する道路が、生活道路であるにもかかわらず約300mの直線形であることから、自動車の速度超過により、歩行者や交差点交通の安全性が確保されていない。信号灯、横断歩道、一時停止標識、または「ゾーン30プラス」として運用される速度抑制措置の設置をされたい。	他機関へ依頼	信号機の設置、横断歩道の設置、交通規制につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ、「道路交通法の改正により、令和8年9月1日から、中央線のない生活道路においては自動車の法定速度が60kmから30kmに引き下げられます。このことを踏まえ、今後改正法定速度の引き下げ後においても、警察としてパトロールを実施してまいります。速度抑制の観点から道路管理者によるハンプ(車道部分に凸部を設置)などの設置も検討願いたい。」との回答でありました。 また、ゾーン30プラスにつきましては、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、車両の制限速度を最高時速30キロメートルに規制することとあわせ、速度超過車両への抑制対策を施す区域を定めるものであります。この、ゾーン30プラスの設置までの方法につきましては、地元町会及び地域関係者から生活道路における安全対策としてゾーン30プラス導入の要望を受けて、交通規制を行う習志野警察と協議を行い区域を設定するもので、ハンプ等の速度制御対策や安全対策は地域住民との話し合いをした上での合意形成を図る必要があるものと考えております。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
1	9	谷津・向山	奏の杜パートナーズ居住者会	奏の杜地区内の環境緑地の適正な剪定管理の指導	地区計画で定められた環境緑地は、各敷地所有者が適正に剪定管理すべきものである。奏の杜パートナーズでは、毎年、会員に対しては、1)維持管理マニュアルの周知による適正管理の励行、2)希望者への備品貸与(電動トリマー)等によりその実効性を働きかけている。しかしながら、会員でない敷地所有者等(主に賃貸マンション、駐車場等)には働きかけが困難であり、管理不全のまま放置される事案が散見される。特に、歩道や道路に対し大きく植栽がはみ出している事例は、道路交通の安全性を妨げるものであり早急な改善を要求したい。ついては、奏の杜パートナーズからの要請に応じない所有者に対し、道路管理者である習志野市から指導徹底をお願いしたい。	その他	奏の杜地区内の民地内の植栽等につきましては、職員によるパトロールや市民からの通報等により市道への越境を確認した際には、所有者等へ指導を行ってまいります。	都市環境部	道路管理課	その他
1	10	谷津・向山	谷津3丁目ローズタウン自治会	谷津南小学校との境界の雑草除去と樹木の枝の伐採	谷津南小学校側に接しているフェンス間の約10cmほどの隙間に、雑草や低木が繁茂しているが、隣接の住宅地側からは刈込みを行うことができない。雑草等が繁茂しないように抜本的な対策をお願いしたい。谷津南小学校の樹木の枝が住宅地側に伸び、枯葉が屋根や樋に落ちて溜まってしまい困っているので、定期的な枝の伐採をお願いしたい。	昨年度予算で対応	学校敷地と隣接地の隙間につきましては、コンクリートを打設し雑草が生えないよう対策を行いました。また、学校敷地内の樹木の剪定を行いました。今後につきましては、近隣の皆様のご迷惑にならぬよう適宜対応してまいります。	学校教育部	教育総務課	学校、幼稚園に関する要望
1	11	谷津・向山	谷津3丁目ローズタウン自治会	谷津干潟公園の樹木の剪定	谷津干潟公園の樹木が大きくなりすぎていて、1)落ち葉の掃除が大変である、2)景観を重視して家を購入したにもかかわらず干潟が全く見えない、3)冬は日光が遮られ1階は寒く暖房の電気代が高むため、公園道路の干潟側を含め2階から干潟が見える程度に剪定をお願いしたい。	今年度以降の予算で対応・検討	谷津3丁目ローズタウンと谷津干潟公園が接する箇所(樹木)につきましては、令和7年5月および11月に園路の住宅側を中心に剪定いたしました。引き続き、令和8年度は谷津パークタウンに接する箇所(樹木)の剪定を予定していることから、ローズタウン付近の園路の干潟側につきましては、令和9年度に剪定いたします。なお、剪定に際しましては、ラムサール条約登録地であるため自然に配慮した形で実施してまいります。	都市環境部	公園緑地課	公園・街路樹の維持管理、改良等
1	12	谷津・向山	谷津6丁目津田沼パークハウス	西側公園内樹木(ボプラ)の撤去を依頼します	樹木が大きくなり育ち、坂道道路に枝葉が張り出し見通しが悪く大変危険です。毎年、当該町会より枝葉の剪定を習志野市に依頼しています。	今年度予算に計上	道路の交通安全を確保するため、令和8年度に対応いたします。	都市環境部	公園緑地課	公園・街路樹の維持管理、改良等
1	13	谷津・向山	谷津2丁目東部町会	谷津干潟周辺の防犯灯設置について	谷津干潟周辺の歩道が暗く、防犯上良くない。明るさが足りない箇所においては、照明の増設をお願いしたい。	今年度予算に計上	要望箇所のうち谷津干潟南側の歩道については、谷津干潟の一部と接しており鳥獣保護区の観点から公園灯を増設することは望ましくないとの見解を環境省からも得ております。このことを踏まえ、現在設置されている公園灯(足元灯)の効果を可能な限り高めるよう、公園灯周辺の草刈りについて当該箇所の土地の管理者である千葉国道事務所に要望したところ、令和7年11月に草刈りが実施されました。	都市環境部	環境保全課(旧環境政策課)	その他
1	14	谷津・向山	谷津2丁目東部町会	道路の拡幅または歩行者用のマーキングについて	谷津2丁目2番16号付近、道路の道幅が狭いが抜け道となっており、車が通ると歩行者の歩く場所が無く、危険である。また、歩行者がいても、通行する車がそれなりに早い速度で走っている状況である。道路の拡幅を望むが、取り急ぎとして、歩行者用のマーキングなどの対策を行ってほしい。このマーキングにより、車にも相応の注意喚起になるのではないかと考えている。歩行者用マーキングの内容について藤崎会長に聞き取り「歩行者用の白線を引き、歩行者が歩く部分を緑で色を塗ってほしい」	昨年度予算で対応	道路の幅員が狭いため、外側線及び路側帯のカラー舗装の設置は困難であります。車両への注意喚起として、令和8年3月に電柱幕「スピード落せ」を設置いたしました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名	要望の種類
1	15	谷津・向山	谷津3丁目ローズタウン自治会	谷津干潟バス停から谷津南小学校間のバス通りにおける震動対策(速度制限)	バス通りに面したすべての住宅において、バスやトラックなどの大型のクルマが通過する際の震動が激しく、谷津南小学校に近い住宅ほど揺れが顕著である。因果関係を断定することはできないが、外壁や基礎部分の表面にヒビが入っている住宅があり、建物にも悪い影響を及ぼすことが懸念される。過去、道路補修なども施されているが改善されないことから、当該道路に速度制限(15~20km位)を設けることを願いたい。	他機関へ依頼	交通規制につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「要望箇所につきましては大型車両通行止めの区間であることから、許可書を取得していない違反車両に対する指導取締りを行うことで、振動対策が図れると考えられます。また、交通規制基準においては30km未満の最高速度はしていませんこととなっておりますので、15~20km速度制限のについては設けることはできません。」との回答でありました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
1	16	谷津・向山	谷津2丁目西部町会	カラス対策について	谷津2丁目18番46号付近のゴミステーションにつきましては、現在のネットのみでの対策ではカラスによる可燃ゴミの散乱が激しく、深刻な問題となっております。ネットをゴミの下に巻き込むなど工夫をしておりますが、カラスが器用にネットを外してしまい、結果としてゴミが道路に散乱する事態が頻発しています。可燃物収集日の朝には、近隣の方が何度も掃除を行っておりますが、ひどい場合には通行人等にも迷惑をおかけしています。このような状態から、現在は近隣住民で折り畳み式のゴミステーションを購入し、燃えるゴミの日のみ収集場所に設置しておりますが、通行の邪魔と感ずる方もいるようです。当該場所に限ったことではありませんが、市として何かしらの根本的なカラス対策について検討を行っていただきたい。	その他	ごみ集積所のカラス対策につきましては、ごみをカラスのエサにしないことが必要であり、その対策として、1つ、ごみ袋の口をしっかり結んで決められた時間に出すこと。2つ、ごみ袋にネットをしっかりかぶせること。3つ、ネットは網目が細かいものを使用すること。4つ、カラスのエサとなる生ごみを袋の真ん中に寄せて捨てるなどを「市ホームページ」や毎年市内全戸に配布している「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」に掲載し、市民の皆様にご協力をお願いしているところです。本市といたしましては、引き続き、ごみをカラスのエサにしないごみの出し方について周知啓発を図ってまいります。	都市環境部	管理課(旧業務課)	下水、河川、ゴミ問題
1	17	谷津・向山	谷津3丁目ローズタウン自治会	谷津干潟公園の野良猫対策	谷津干潟公園で野良猫に餌を与える人が複数おり、そのため野良猫が増え、その糞尿などに迷惑している。令和7年4月1日より施行された「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」により谷津干潟公園が第9条第1項の規定により指定された重点区域に入っていなければ加えていただきたい。また、全ての干潟公園入口歩道に、同条例に違反した者には罰金を科す旨を表示した掲示板的設置をお願いしたい。	その他	令和7年4月1日から施行した「習志野市ポイ捨て及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」により、ポイ捨てや生活環境が損なわれる給餌は全市的に禁止行為になりました。この禁止行為を過料とするには現認する必要があり、現認の実効性を考慮した場合、範囲を限定する必要があることから、重点区域の対象は人の往来の多い駅前周辺に設定したところであります。谷津干潟公園付近での餌やりについては現地を確認しましたが、全て不妊去勢手術済みの猫であり、増えている原因としては身勝手な飼い主により捨てられて増えたものと考えられます。餌を与えている方は地域猫活動を正しく理解し、時間帯や場所を決めて餌を与えている方もいる一方で、不適切な餌やりを行っている方もいることから、動物の飼い方指導を所管する習志野健康福祉センター（習志野保健所）と連携し直接指導を行ってまいりました。今後も引き続き、習志野健康福祉センターと連携し、不適切な餌やりをする方に指導してまいります。また、重点区域の拡大につきましては、条例施行後、間もないことから現時点において重点区域の拡大は考えておりませんが、禁止行為を認識していただけるよう公園内に掲示板的を設置してまいります。	都市環境部	環境保全課(旧環境政策課)	その他